さわやかフリーローン「きゃっするワイド」

２０２３年4月３日現在

１．商品名 （愛称）	さわやかフリーローン「きゃっするワイド」（信金ギャランティ保証）
２．ご利用いただける方	(1)当金庫営業地区内に居住されている方又は当金庫営業地区に勤務されている方。 (2)信金ギャランティ㈱の保証が受けられる方。 (3)年齢が満20歳以上満65歳以下の方。 (4)安定した収入のある方。 （パート、アルバイト、専業主婦の方は御利用いただけますが、年金のみの収入の方は御利用いただけません）
３．ご利用期間	６カ月以上１０年以内
４．ご利用金額	・１０万円以上９００万円以内（１万円単位） ただし、専業主婦の方のご利用金額は５０万円以内となります。
５．お使いみち	・自由（ただし、お使いみちについては、ご申告願います。なお事業資金は除きます。）
６．ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。（固定金利）
７．ご融資形態	・証書貸付
８．ご返済方法	(1)毎月元利均等返済 (2)ボーナス返済併用もご利用いただけますが、貸出金額の５０％以内となります。
９．事務手数料	・不要です。
10．保証人	・原則、信金ギャランティ㈱が保証しますので保証人は不要です。
11．担保	・不要です。
12．必要書類	(1) 本人確認書 ①運転免許証（表裏）②個人番号カード（表面）③パスポート（２０２０年2月３日以前に交付したもの）④顔写真付住民基本台帳カード（表裏）⑤運転経歴証明書（表裏）⑥上記①～⑤をお持ちでない方 は健康保険証等 ⑥の場合には、住民票抄本や公共料金の領収書のご提示が必要です。 (2)申込金額が５００万円を超える場合は、公的所得証明書または、源泉徴収票・税務署の受付印のある確定申告書の控、市民税・県民税特別徴収税額の通知書等。
13．保証料	・ご融資金利に含まれます。
14．その他	(1)ご融資金の一部繰上げ返済、全額返済やご返済条件を変更する場合は、当金庫所定の手数料が必要になります。 (2)ローンの詳しい内容、またはご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合わせください。 (3)お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
15．苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（９時～１７時、フリーダイヤル：０１２０－３０８－７７０、電話：０３－３７４２－０６２１）にお申し出ください。
	紛争解決措置：東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―がございます。

さ わ や か 信 用 金 庫

	ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

さ わ や か 信 用 金 庫